

令和3年6月市議会定例会 財務部 議案説明資料

目 次

【条例案件】

- 1 富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件 …… 1 頁

1 富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件

[納 稅 課]

1 改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の延長

特例の対象となる市販薬について、より効果的なものに重点化した上で適用期限を5年間延長し、令和4年1月1日から令和8年12月31日までの間に支払った購入費を対象とする。

適用時期：令和5年度分以降の個人市民税に適用 (条例附則第13条関係)

(2) 個人市民税の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し

個人市民税均等割及び所得割においては、納税義務者の世帯人員数（本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数）等に応じ非課税限度額を算定することとしており、令和2年度税制改正において、扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しが行われたことを踏まえ、扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の国外居住者であって、次のいずれにも該当しない者を除外する。

ア. 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

イ. 障害者

ウ. 扶養控除が適用される納税義務者から、前年に生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

適用時期：令和6年度分以降の個人市民税に適用

(条例第16条、第29条の3、附則第12条関係)

3 施行期日

(1) は令和4年1月1日、(2) は令和6年1月1日